

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

## 4 (2) 男女平等教育の充実に向けて

配偶者等の暴力の相談件数が年々増えている状況を踏まえ、男女平等社会を広く根付かせるためにも、性別に関わらず、一人ひとりの能力を活かすことができる社会の実現に向けて、義務教育の段階から「男女平等教育」の充実を図ること。

（回答）

学校における男女平等教育の推進にあたっては、「女子差別撤廃条約」の基本理念を踏まえるとともに、「男女共同参画基本法」（1999（平成 11）年）、「大阪府男女共同参画推進条例」（2002（平成 14）年）、「改訂おおさか男女共同参画プラン（大阪府男女共同参画基本計画改訂版）」（2011（平成 23）年）などを各学校において具体化し、人権意識に基づいた男女平等教育の推進を図ることが重要であると考えております。

さらに、デートDV等、女性に対する暴力等の今日的課題への対応も視野にいれ、教育内容・指導方法の充実を図ることが大切であると考えております。

府教育委員会としましては、男女平等教育の推進に際しての基本的な考え方について明示した「小・中学校及び府立学校における男女平等教育指導事例集」をすべての公立学校に配付し、各学校に対して、学校活動のあらゆる場面で活用するように指導しました。また、府民文化部が2012（平成 24 年）に作成、配付したデートDV防止DVDについて、府内市町村教育委員会担当指導主事連絡会等で周知するとともに、府立学校人権担当者対象の人権教育研修Aにおいて、その活用推進と併せて研修を行ったところです。

なお、府立学校における男女平等教育に関する生徒を対象とした研修の実施状況につきましては、各校から提出される人権教育実施状況報告書により実態を把握しています。それによりますと、平成 23 年度の実施回数は延べ 148 回と報告を受けています。今後とも各校における研修の実態を把握し、充実を図ってまいります。

（参考）府立高等学校における

男女平等教育に関する生徒を対象とした研修の実施状況

年度	2008 (平成 20)	2009 (平成 21)	2010 (平成 22)	2011 (平成 23)
延べ回数	1 2 1	9 1	1 2 0	1 4 8

（回答部局課名）

教育委員会 教育振興室 高等学校課、市町村教育室 小中学校課